

「令和3年度税制改正の概要」

辻・本郷税理士法人
税理士 硯 一晃 氏

令和3年3月9日

大阪第一ホテルにて

【要旨】

1 資産税

①住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度の見直し

- 令和3年4月契約締結分から非課税限度を1200万円に引下げ予定だったが、改正前のまま1500万円までとした。
- 受贈者の所得が1000万円以下であれば、面積制限を50㎡から40㎡まで引き下げ。

②教育資金の一括贈与非課税の見直し

- 相続財産への加算について、改正前は贈与から3年以内に死亡した場合にのみ残額を相続財産に足し戻さなければならなかったが、改正により残額はすべて相続財産に足し戻すとした。なお、受贈者が23歳未満の学生等であれば、この規定は適用されない。
- 残額につき、これまで孫への2割加算は適用されなかったが、今回適用されることになった。

③結婚子育て資金の一括贈与非課税の見直し

- ・残額につき、これまで孫への2割加算は適用されなかったが、今回適用されることになった。

④非上場株式等に係る相続税の納税制度の見直し

- ・従来、被相続人が60歳未満で死亡したその時、後継者が役員でなければ制度の適用を受けられなかったが、今回被相続人の年齢を10歳引き下げ70歳とした。

⑤固定資産税の改正

- ・現行の負担調整措置および特例措置の適用期限は3年間延長。
- ・令和3年度に限り、令和2年度に比べて3年度の固定資産税が上がっていれば、令和2年度の金額での納税とした。

⑥登録免許税の軽減措置、免税措置

- ・売買に係る移転登記の登録免許税は原則2%。特例での1.5%は2年延長。
- ・相続により土地を取得した人が、相続登記しないで死亡した場合、登録免許税は免税。
- ・相続により取得した土地の評価額が少額の場合、登録免許税は免税。
- ・登記をしない場合、罰則をかける方向で今国は動いている。

⑦不動産取得税

- ・不動産取得税の改正は期間延長だけ。

⑧相続税と贈与税の一体課税

相続税と贈与税の一体課税の話が、税制改正大綱の中に入ってきた。

暦年贈与による資産移転が有利な状況にあることから、資産の移転時期の選択に中立的にすべきとの意見。つまり生前贈与でも相続でも、資産の移転に対する税負担は一定であるべき。実施は早くても再来年以降。

2.所得税

①住宅ローン控除

- ・新築は令和3年9月末までに契約すれば、住宅ローン控除の特例措置が受けられる。
- ・所得が1000万円以下であれば面積要件が50㎡から40㎡以上に緩和される。

②退職所得課税の適正化

- ・法人役員等以外で勤続年数5年以下の者の退職金は、退職金から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円まで2分の1課税を適用。

③総合課税の対象となる社債利子等の範囲を拡大

- ・同族会社が発行した私募債等からの利息については、個人が同族会社との間に法人を介在させた場合でも20%の分離課税は認めない。総合課税とする。

3.その他

- ・国税関係書類につき、一部を除き押印は不要とした。
- ・電子帳簿保存制度につき、少し簡素化が図られた。

【本文】

1. 初めに

今日のテーマは令和3年度税制改正のポイントです。まず税制改正はどのようなスケジュールで行われるかというところからお話しします。

税制改正は毎年行われますが、通常のスケジュールでは12月中旬に「税制改正の大綱」が与党から発表されます。例年、自民党と公明党の間で話し合いがもたれ、擦り合わせに時間がかかったりするのですが、今年はコロナの影響があったのにその辺りで揉めることはなく、12月10日に大綱が出ました。これが1月の国会に法案提出され、3月可決、4月施行となります。

今日お話しする税制改正の内容はおそらく国会で通るかと思いますが決定したものではないという前提でお聞きいただければと思います。お話の内容は、皆さまに一番関係のある資産課税、そして所得税その後法人税、消費税までお話をさせていただきます。

2. 資産税

①住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度の見直し

まず、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度の見直しです。住宅購入に関する非課税制度は、国の大きな税制の柱の1つですが、その一方で、この贈与について問題も指摘されています。

それは何かというと、この制度を利用されている人の年収は1,000万円以上の方々と、どちらかと言うと富裕層が中心になっています。収入の少ない方や財産がない方は利用できないという利用者に貧富の差があるということで、「この制度って、どうなの」という素朴な疑問があるのです。

そうはいつても、もともとこの制度は、高齢の方がお持ちの財産を若い世代に移して行って、若い方に家を建ててもらい、そのことによって景気を少しでもよくしたいということから始まったので、これもいたしかたないところかと思えます。

ではまず改正前ですが、契約締結日が令和3年3月、今年の3月までであれば消費税10%適用の住宅で1,500万円まで非課税での贈与ができます。

ただし留意点として、耐震、省エネ又はバリアフリー住宅に対する贈与税の非課税措置です。申告をするときは、業者からもらった証明書を添付してください。

これが4月1日以降1,200万円に下がる予定だったのですが、コロナの影響で景気が落ち込むのを少しでも防ぎたいということで、以前のまま1,500万円までOKで続けていくことになりました。景気を勘案したということでしょう。

この非課税措置の金額が一番高かった時は3,000万円ありました。消費税が8%から10%に上がった時ですが、上がったそのすぐ後では誰も家を買わないだろうということで3,000万円にしたのです。その後、段階的に減ってきて、今は1,500万円になっています。

なお、住宅によっては非課税枠が1,000万円までしかありません。「その他の住宅」とは、要は耐震、省エネ等ではない住宅がそれに該当します。また個人間売買で消費税がかからないものも1,000万円になります。

これらの住宅について、800万円に下がる予定だったのですが、改正により1,000万円のままでとなりました。

なお、この住宅取得資金の贈与を受けるための要件として以前は50㎡以上の住宅が対象でしたが、それを今回、所得が1,000万円以下の方に限り「40㎡以上に」と、その範囲が拡大されました。

②教育資金の一括贈与非課税の見直し

続きまして「教育資金の一括贈与非課税の見直し」です。この制度は平成25年4月にスタートし、平成31年3月時点で、累計22万598件、信託財産累計では1兆5,874億円になるほど好評でした。この制度が今年の3月で終了かと思いましたが、そのまま継続予定です。

この制度は、銀行にとっては結構手間暇がかかって大変ということもあったようですが、それでも金融機関は積極的にPRされていました。

ではなぜこの制度がこれだけ広まったのかですが、必要に応じてその都度その都度、おじいちゃん、おばあちゃんが孫の学費を出してあげても贈与税はかかりません。

ただ産まれたばかりの赤ちゃんに、将来大学を卒業するまでの学費を援助したいのであれば、あと23年間、長生きしなければなりません。しかしこの制度を使えば、今すぐに一括して渡してしまうのです。そこが受けたのです。先に渡せるし、贈与税はかからないのです。

さらに良いことは、お金を渡したその瞬間に、おじいちゃんおばあちゃんの相続財産からその贈与分が切り離せるのです。これがうけたのです。渡したその瞬間にマックス1,500万円が自分の財産から減ってしまう。

ですから100万円ずつ15年間、毎年毎年贈与するよりは、1回の贈与で渡す方がより簡単に相続財産を減らすことができるのです。例えば3人の子・孫に渡せば1,500万円掛ける3人で4,500万円減らすことができるのです。これが相続対策に有効ということから広まったのです。

ところで改正前は、贈与財産への加算について、「贈与から3年経過後は死亡時の管理残額は相続財産に加算されず」となっていました。これはどういうことかと言うと、贈与者が贈与して3年以内に死亡した場合は、管理残高は相続財産に足し戻さなければならないということです。

この制度ができた当初は、渡した瞬間に財産から完全に切り離すことができたのです。そうすると極端な話、あと1か月しか命が持たないと分かった時、この制度を使えば1,500万円をすぐに相続財産から切り離すことができたのです。しかし「これは問題では」ということで、今はそれができなくなりました。最低でも3年間は長生きしてくださいということです。

それが今回の改正で、どう変わるかと言うと、令和3年4月1日以降は「その死亡の日までの年数に関わらず」となります。ですから、もう3年長生きしたとしても、亡くなったら管理残高は足し戻しされてしまいます。

厳しくなりました。ただ「死亡の日において受贈者が23歳未満で学校等に在学の場合は除く」となっていますから、おじいちゃん、おばあちゃんが亡くなったとき、お孫さま、子どもさんが、まだ学生であれば、足し戻す必要はないということです。

教育資金の一括贈与は、子ども、孫のための学費の援助です。ですから学費として使うのであれば、それは問題ないということです。しかしながら例えば25歳の学生ではない子・孫への贈与は認められませんと言うことです。足し戻しの対象になります。

もう一つの改正点が、相続税額の2割加算制度です。改正前は、孫への2割加算は適用されなかったのです。これが今回の改正で2割加算の対象になることになりました。

これはそうでしょうね。通常の相続税では、お孫さんを養子にするとか、あるいは遺言書でお父さんが亡くなったら孫へと1代飛ばしで相続させる場合がありますが、この場合は2割加算されるのが相続税の制度です。そこと合わせようということです。

この他にも、教育資金の一括贈与につきその範囲が拡大され、認可外保育施設等も対象になりました。

③結婚・子育て資金の一括贈与の非課税の見直し

今度は「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税の見直し」です。これは教育資金の一括贈与が非常に好評だったこともあって、結婚・子育て資金も一括贈与制度が、2年遅れの平成27年4月からスタートしました。

ただ、この利用者は非常に少なかった。1,000万円が非課税の上限ですが、平成31年3月末累計で6,747件でした。少なかった理由は、贈与しても相続財産からの切り離しができなかったことに尽きます。亡くなれば使い切れなかった残高は、相続財産に足し戻されるので、相続対策としての有効性はそれほどではなかったため活用されなかったのです。

なお改正前は、孫に対する2割加算は適用されませんでしたので、孫に渡せば、本来は1代飛ばしですので2割加算になるのですが、その対象から外れるという意味で、少しは相続対策になっていました。それが今回の改正で、この4月からは2割加算の対象になります。

もちろん結婚・子育ての資金として、その都度子・孫に渡してあげればいいので、この制度を使わなくてもいいということです。

教育資金の一括贈与と同様に2年間延長となりましたが、延長は今回が最後かもしれません。

なお非課税範囲の見直しで、教育資金の一括贈与と同様に認可外保育施設等もOKになりました。

④非上場株式等に係る相続税の納税猶予の見直し

続いて「非上場株式等に係る相続税の納税猶予の見直し（後継者要件）」です。

後継者に自社株を渡したいのだが、株価が高くて渡せない。そんな場合、後継者に株を渡す方法として「相続税の納税猶予制度」がありますが、これについての改正がありました。

この制度は「一般」と「特例」に分かれますが、一般の制度は以前からあったのですが、使い勝手が悪く、うまく後継者に渡せないということで、平成30年に新たに特例制度ができました。ですから今は2つの制度が同時に走っています。ただ今申し上げたように一般制度を使う方はほとんどなく、特例制度を使われていますが、今回ここに改正が入りました。

現行制度は、お父さんが亡くなった時点で、子が役員に入っていないと、この納税猶予制度が利用でき

ないのですが、現実的には「社長（父）はまだ元気だから、まだ僕は役員に入らなくても大丈夫だ」と思っていたが、社長が早く亡くなってしまいます。そうなれば特例制度も一般制度も利用できなかったのです。そこを今回改正され、親の年齢制限が少し緩和されました。

改正前は、被相続人が 60 歳未満で死亡した場合、その時点で後継者が特例承継会社の役員でないと、この特例制度が適用できないこととなっています。ということは、例えば父が 65 歳で亡くなったその時に、子が役員になっていなかったら、この制度は利用できないのです。

今回、そこが改正され「被相続人が 70 歳未満で死亡した場合」としました。要は父が 70 歳なる頃には、もう子は役員に入っているだろうということです。被相続人の年齢制限が 10 歳下がったという改正です。

⑤高度外国人材等の保有する国外財産に係る相続税の納税義務の緩和

続きまして少しマニアックな話になりますが、高度外国人材等の保有する国外財産に係る相続税の納税義務の緩和です。

簡単にお話ししますと、平成 29 年の改正でできたのですが、優秀な人材が日本に来て、その後日本で亡くなると、もちろん日本国内にある財産に対して相続税を支払ってもらうのは分かるのですが、海外の財産にまで日本の相続税がかかっていたのです。そうであれば怖くて日本に来られなくなってしまうということで、今回改正が入りました。

要は、日本国内にある財産に対して日本の相続税はかかりますが、母国にある財産にまで相続税はかけないとしました。当たり前の話ですが、これで優秀な外国人が日本に来やすくなったということです。

⑥固定資産税の改正

次は固定資産税の改正です。固定資産税は地方自治体の税収の 4 割ぐらいを占めるといわれている位、市町村にとっては大変貴重な財源です。

改正内容の 1 つは、現行の負担調整措置および特例措置の適用期限が 3 年間延長になったということです。ここはいつもどおり延長されました。

2 つは、令和 3 年度に限り、次のような措置が講じられます。すなわち、今年は 3 年一度の固定資産税の評価替えの年に当たりますが、令和 2 年度に比べて、もし令和 3 年度の固定資産税の税額が上がっても、令和 2 年度の低い方の金額で納税していただくということです。これは令和 3 年度のみ措置です。

ですから、もし令和 3 年度の固定資産税の税額が、2 年度と比べて上がっていれば、4 年度から税負担はあがります。今年だけ、昨年と同じ税額での据え置きになります。

逆に、令和 2 年度より令和 3 年度が下がっていれば、当然下がった金額での納税になります。

⑦登録免許税の軽減措置、免税措置

続きまして登録免許税の軽減措置、免税措置です。

まずは新聞等で少し話題になった登録免許税です。登録免許税は司法書士に登記をお願いして、その時に一緒に払いますが、いつも通り 2 年間延長になりました。

売買に係る移転登記の登録免許税は本来2%ですが、現在は1.5%です。これを延長しました。

ちなみに相続登記は本来0.4%です。かなり低い。ですから不動産を生前に移すのかあるいは相続で移すのか、どちらがいいのかと言うと、もちろん相続で移す方が安く済むということです。

もう一つ見ていただきたいのが相続による所有者の相続登記に係る免税措置です。本則は今申し上げた0.4%ですが、これが免税になります。対象となるのは、相続により土地を取得した個人が登記をしていないで死亡した場合の登録免許税です。

どういうことかと言うと、お父さんが亡くなったので子が登記しようと思ったら、まだおじいちゃん名義のままだったというような場合です。

こういう場合は、おじいちゃん名義をまずお父さん名義に一回登記をしないと、子名義での登記はできません。そのおじいちゃん名義をお父さん名義にする場合は免税にしますという措置です。相続により土地を取得した父が、登記をしないで死亡した場合の措置です。

もう1つあります。それは「少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置」です。これは相続により取得した土地が、市街化調整区域外などで評価額が少額の場合です。

これは例えば森林等の相続等で、名義を調べたら先々代名義になっているというようなことはよくある話で、実務的には相続税の申告をしようと思えば、未分割であれば法定相続割合で申告しなければならないのですが、法定相続人を確定するだけでも、全員の戸籍謄本を取ってとなると費用もかかるし時間もかかってしまいますので、そのようなことがないようにできるだけ相続後には登記をお願いしています。

これに関して今回、適用対象となる登記の範囲に、表題の所有者の相続人が受ける登記の所有者の保存登記を加えた上で、1年延長されました。

ここでタイムリーな話をさせていただくと、国交省の調査では、国土の2割ぐらいが所有者不明の土地といわれています。九州全土ぐらいの大きさになるのですが、これをそのまま放置しておけない。このままだと大変なことになってしまうということで、そうならないように登記をしない場合は罰則をかける方向で今動いています。

所有者不明の土地になる原因の3分の2は相続登記をしてないことです。残り3分の1は住所変更をしていないことといわれます。これに関して、登記は必ずしなさいということで、相続であれば3年以内に登記しないと10万円の過料を科し、住所変更も2年以内にしないと5万円の過料を科すことが、今検討されています。

実際、どこまで課税されるのかは今後のことで分かりませんが、過料を科すことで閣議決定されましたので、今後は名義を必ず変更していくことが必要になってくるでしょう。

実務的に相続税の申告の際は、土地については必ず登記はしてくださいという話はしています。ただ家屋については、「必ず登記をしてください。」という話はしていません。というのは古い家屋であれば、どのみち取り壊すということであれば、表題登記をするには費用も結構かかりますので、未登記ままというケースも中にはあります。

とはいうものの、そのまま放置した結果、いざ建物を取り壊そうと思ったとき、建物名義が分散してしまっている場合は、困ったことになります。勝手に取り壊すわけにもいきません。当然、相続人が何人も

いるわけですから。

そういうリスクもありますので、将来の取り壊しまでも考えて、建物の登記をした方がいいのかどうかをお考え下さい。

⑧不動産取得税

今度は不動産取得税です。売買等をした後3、4カ月ぐらいで不動産取得税の納付書が府税事務所から送られてきます。今回の改正は、期間延長だけです。

土地の取得に係る不動産取得税は、本則は不動産の価格ですが、今は特例で不動産価格の2分の1になっています。不動産価格というのは固定資産税評価額です。

なお、住宅及び土地には特例措置があって、税率は本則4%ですが、特例で3%となっています。

あと、土地については、評価額を2分の1にした上で、税率3%を掛けるわけですから、実質は1.5%です。登録免許税も1.5%、不動産取得税も同じ1.5%です。

なお相続による土地取得では不動産取得税はかかりません。ですから生前に移すよりは相続の方がはるかに安くつきます。登録免許税も0.4%と非常に安い。

ということで、結婚20年目のプレゼントとして、贈与税がかからないからと言って奥さまにご自宅の名義を移しますと、相続まで待てば不動産取得税がかからないのに、生前に贈与してしまうと不動産取得税が課税される場合があります。そういうことですので、生前に移す場合にはよくお考え下さいということです。

その他では、相続のときは確かに相続人であれば非課税になるのですが、例えば遺言でお孫さんに渡すとなると、相続人以外への遺贈になりますので、不動産取得税はかかってきます。相続で取得したので不動産取得税はかかってこないというわけではありません。この辺りは気を付けて下さい。

⑨相続税と贈与税の一体課税

続きまして、相続税と贈与税の一体課税です。今までこういう議論はされていませんでしたが、突然降って湧いてきたように話が出てきました。それは12月10日の税制改正の大綱にこれについての基本的な考えというものが述べられていたのです。

そこに書かれている内容を簡単に言えば、例えば父から子に財産を移す場合、その移す時期によって支払う税額が違うのはおかしいのではないかということです。父から子に財産を移すのであれば、いつ移しても同じ税率で渡してこそ課税の中立性が保てるという指摘です。要は、贈与で渡す方が相続で渡すより税が安く済むという今の制度はおかしいという指摘です。海外のやり方も見ながら、これから検討していきますということが述べられていました。

そこで具体的にどういう問題があるのかです。

1つ目。贈与税は相続税の補完税としての性格を持っていて、生前贈与に対しては抑制的に働いている面があります。つまり贈与税の方が相続税より少ない移転額で高い税率が設定されているということです。実際「相続税と贈与税のどちらが税金は高いですか」と、皆様にお聞きすれば“贈与税”と答える方がほ

とんどだと思えます。

そこで「資料」をご覧ください。相続税と贈与税は共に最終的には最高税率は55%と同じですが、贈与税の方が立ち上がりの率が高いので、贈与税の方が税率は高いと思いがちですが、これは本当にそうですかということです。

現行の贈与税の税率構造では、財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界があるということです。これはどういうことか。毎年110万円ずつ贈与していくと、贈与税はかかりません。110万円以上であっても110万円は控除され、残った額に税率をかけて贈与税を算出することになっています。

例えば300万円を贈与すれば、税金はいくらか。相続税では最高税率でいけば300万円掛ける55%で165万円です。それに対して300万円を贈与すると、300万円から控除110万円を引いた残りの190万円に10%課税ですから19万円です。

このように贈与で渡す方が安く済む富裕層は毎年計画的に贈与されているのです。「これはおかしいのではないか」というのが、今回の問題提起です。

これに関して、金融機関では、保険を活用して毎年生前贈与していくような仕組みを作ったりしているのです。具体的には、一時払いの保険に加入してもらい、その保険金を生存給付という形で、毎年自分が貰うのが一般的な保険の仕組みですが、生存給付金を自分が貰わずに、子・孫に渡す。ここで贈与が成立するという商品を、銀行や証券会社が作っているのです。

ですから今回のこの改正は、金融機関も巻き込んだ大きな話になってくるでしょう。

では日本では、贈与制度どうなっているかということ、贈与税には2つの制度があります。「暦年贈与」または「相続時精算課税制度」の2つから選択できることになっていますが、一般的には暦年贈与を選択されている方が多い。1月1日から12月末までの間に110万円までもらっても贈与税はかかりません。

そこを捉えて、税制改正大綱では「この制度は、生前贈与と相続では税負担が大きく異なるので、資産移転の時期の選択に中立的でない」と、したのです。

なお、現行制度では、相続開始前3年内の贈与は、相続財産に足し戻すことになっています。条文には「相続または遺贈により取得したもの」と書いてありますので、孫は相続人には該当しませんが、遺言書や死亡保険金の受取人を孫にした場合は、遺贈により取得したこととなり足し戻しの対象になります。気を付けていただきたいところです。

もう1つの「相続時精算課税制度」は、平成15年にできた制度です。当時、政府は何を考えていたのかと言うと、少しでも景気を良くしたいということで、取りあえず先に渡して、使ってもらいたいということで、2,500万円まで無税で子・孫に渡せるようにしたのです。そして2,500万円を超えた分については20%の贈与税を払ってくださいとしたのです。

その後相続が起こったときに、渡したものは全部相続財産に足し戻して、相続税を計算するのですが、先に払った贈与税分は、相続税のときに差し引かれます。名前の通り相続時に精算するという制度です。

なおこの制度を一度使うと、暦年課税制度に戻れません。片道切符です。ですからこれを使うときは要注意です。

この制度をうまく使えるパターンとして考えられるのは、自社株を子に贈与する場合です。自社株の贈

与とこの制度は結構相性が良い。ではどういう時に使えばいいのかと言うと、毎年自社株がどんどん上がっているようなときです。社長に退職金をドーンと出して、大きく株価を大きく引き下げたところで、後継者である子に株を贈与するのです。

2,500万円まで無税で贈与できるから、子は取りあえず低くなった株価で、その株式を譲り受けることができます。その後、相続が起これば、もちろん贈与を受けた株式分は相続財産に足し戻さなければなりません、足し戻しする際の金額は、贈与を受けた時の金額です。

ということは、贈与を受けた後にいくら株価が上がっても、贈与した時の低かった時の株価での足し戻しですから、この制度は自社株の承継と非常に相性がいいのです。

この制度のいいところは、生前贈与による税負担と相続税の税負担が一定だということにあります。つまり暦年贈与のような資産移転の時期による選択時期による損得はないのです。国は、今後はこういう中立的な制度を求めていきたいと考えているのです。

○諸外国との比較

では、大綱の中にも出ていましたが、諸外国と比べてこの辺りはどうなのかということ。因みにアメリカは、贈与分は全て相続税で吸収されるとなっていますが、そもそもアメリカの相続税の基礎控除額は2019年で11億8,500万円もあります。つまり、そもそもアメリカでは超富裕層しか相続税がかからない仕組みになっています。

ではヨーロッパではどうかというと、ドイツでは過去10年分を、フランスで過去15年分の贈与は、相続財産に足し戻す形になっています。

こういう形で諸外国と比べながら、日本ではさてどうしようかということで議論がスタートしましたが、まずはこの制度を利用できるのは相続人にだけに限定するのです。孫は相続税に関係はありませんので、今まで通り孫に生前贈与すればいいわけで、逃げ道はまだあります。

この点、日本では金融機関がデータとして持つべき取引記録は10年間とされています。ということは、それ以上の年月になれば、贈与の動きは全く分からないわけですから、それ以前の贈与分は足し戻しができない。それ以前の分について、どうやって課税庁が捕捉するのかということ。ということです。

因みにいつからスタートするのかというと、さすがに来年4月からとはならないでしょう。早くても再来年でしょうが、議論はこれからですので、実際はもう少し先になるかと思います。

3. 所得税

①住宅ローン控除

所得税は結構大きな枠組みの改正が過去ありましたが、今年は大きな枠組みの改正はありませんでした。

そんな中で会計検査院から、住宅ローン控除について指摘がありました。

住宅ローン控除の状況はといいますと、超低金利で0.6%とか0.7%とかで借りられます。ですから1,000万円借りて利息は年間6万円です。そんな中、ローン控除で1%戻ってくるとなると1000万円の1%ですから10万円も返ってきます。そうすると利息で6万円払ったとしても、10万円返ってくると、差し引き4

万円も得することになってしまいます。

こうなると、借入れの必要のない人もローンを組むでしょう。これではそもそもの趣旨とは大きく違ってきます。住宅を買ってもらいたいので、そのために10年間の利息分ぐらいは税金で返しますというのが趣旨です。それなのに、逆ざやで恩恵を受ける人がいるのはけしからんということです。

そこで来年度以降は、払った利息を限度に返すかあるいは今の1%を少し下げて0.9%とか0.8%に下げようか、という改正の話が出てきています。ですから家を買われる予定の方がいらっしゃるのであれば、住宅ローン控除だけをみますと、早いほうがいいかもしれません。

それはそうとして、今回の改正内容をみますと、消費税が10%の住宅取得にかかるローン控除期間13年間の特例措置が延長されただけです。

ではこの13年間住宅ローン控除の仕組みはどうなっているのかというと、最初の10年間は借入金残高の1%を控除します。11年、12年、13年については、例えば建物部分が4,000万円の家を買ったとして、8%の消費税が10%になったことによって、2%分の税が増えた。金額にして80万円余分に消費税払うことになったのです。ですから、この80万円を3年で割った26万6,000円と借入金残高の1%のどちらか少ない方の金額を後の最後の3年間住宅ローン控除として差し引きますという制度です。この期間が来年令和4年末まで延長されました。

この制度の要件として、新築の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで契約したもの、建売、中古、増改築であれば令和3年11月30日までに契約し令和4年12月31日までに住んで下さいとなっています。

令和4年12月末までに住めても、問題は契約日で、新築住宅は今年の9月30日まで、建売・中古は今年の11月30日までに契約をしないと駄目です。この日付だけ押さえていただければと思います。

この他には、所得が1000万円以下の場合の面積要件が50㎡から40㎡に引き下げられました。

この他での改正点は、住宅ローン控除を受ける際の添付書類について、登記事項証明書を提出する代わりに不動産識別事項等を書くことでもOKとなりました。添付書類の提出が少し楽になるかと思えます。

②退職所得課税の適正化

次は退職所得課税の適正化です。退職金の計算は、勤続年数20年までは1年あたり40万円の控除、20年を超える分については1年あたり70万円の控除があります。さらに残額の金額を2分の1にした額に税をかける仕組みになっています。

ですから勤続年数21年の方で退職金が900万円であれば、870万円までは税金はかかりません。さらにその残額30万円を2分の1にした15万円に、所得税等がかかることになっています。

そもそも退職金はどうしてこのような計算をするのかということですが、退職金は長期にわたる労働の対価の一部を会社に溜めておいて、それをまとめて一時に支払うという考えですから、そこに高い税率をかけるのはおかしいということです。

ただそうではない方、つまり短期間勤めて辞めていく方も中にはいらっしゃいます。こういう方にも手厚い恩恵が必要なのかという問題です。

では長年の勤務に対する対価ではない方とは一体どういう方か。例えば法人役員です。これらの方については、平成 24 年改正で翌 25 年 1 月 1 日からは潰されています。イメージ的には天下りのようなやり方で 2 年だけ役員を務めて、退職金をもらう。また別のところで 2 年間働いて、また辞めて退職金をもらう。こういう短期間のうちに退職金を何回も貰うような方については 2 分の 1 にはしませんという改正が行われました。

今回、この改正の対象になったのは法人役員等の以外の人です。現行は勤続年数 5 年以内でも 2 分の 1 課税ができるのですが、今後は 300 万円までは従来通りの 2 分の 1 でいいが、300 万円を超える分については 2 分の 1 にはしませんという改正です。

今回の改正の対象となるのは、普段の給料を安く抑えて、短期間働いたのち退職金でドーンと取るような外資系企業で働いている人をイメージしているといわれています。日本の会社ではこういう形はあまり見られませんが、外資系ではこのように勤続年数が短くて給料を抑えて退職金で最後にまとめて貰うような企業が見られます。最後にまとめて貰ったほうが得になるかです。

③総合課税の対象となる社債利子等の範囲の拡大

続きまして「総合課税の対象となる社債利子等の範囲の拡大」です。

これは会社から給料をたくさん貰えば最高税率で所得の半分以上を税金がかかるのを何とかしたいということで、私募債を利用する仕組みを使う方法です。

どういう仕組みかと言うと、会社にお金を入れますが、入れるときに社債（私募債）として入れます。そして私募債から社債利息という形で会社から受け取ります。会社から給与として受け取れば最高税率 55% になる可能性もありますが、これが社債利息で受け取ると分離課税の 20% で済みます。ただこの方法は 25 年改正で 28 年 1 月から使えなくなりました。

しかしその後、新たな方法を考え出した人がいたのです。それは個人と同族会社の間に 1 つ法人をワンクッションとして入れれば、社債利息に対して 20% での源泉分離で受け取ることができるのです。ここに今回改正が入り駄目になりました。節税の穴が塞がれました。

これの適用時期は令和 3 年 4 月 1 日以降に支払われる社債利子からです。これから発行する社債だけではなく、既に発行済みの社債で今から支払う利息もアウトになりますので、完全に塞がれたということです。

④セルフメディケーション税制

では所得税の最後のセルフメディケーション税制についてです。これは薬局で薬を買ったときに 12,000 円を超える部分について所得控除が取れる制度です。ただし、これほとんど使われていません。

そこで実務上の留意点だけお話しすると、通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用になりますが、セルフメディケーションでの対象となる医薬品について一定の見直しが行われて、スイッチ OTC 医薬品について除外あるいは追加という形になったということです。

その他では、申告手続きの簡素化ということで、健康診査等の一定の取組を行っていることを明らかに

する書類の添付、提出が不要になりました。ただし税務署から請求があった場合は提示又は提出しなければなりません。

これは医療費控除でもそうですが、医療費の領収書を紙で出さなくなりました。その代わり、税務署から請求があったときは医療費の領収書を見せて下さいという形での縛りをかけています。

しかしながら実際は、医療費の領収書の件で税務署から問い合わせが来ることはまずありません。

4. 法人税

①繰越欠損の控除上限の特例の創設

繰越欠損の控除上限の特例創設です。これは赤字になった場合、資本金1億円以下の企業は10年間その赤字を繰り越せる制度です。ですから、今年赤字が出たとしても、来年黒字になれば、今年の赤字と来年の黒字を相殺して、なおかつ赤字が多ければ、来年は税金を払わなくてもいいのです。

これは中小企業だけが使える制度で、1億円超の大企業は、赤字になったとしても赤字の50%部分しか繰り越しができないのです。残りの赤字分はそこで切り捨てです。

しかしながら令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度に生じた赤字については、それ以降黒字になった場合は100%控除が認められることになりました。

ただし無条件にこの部分を控除できるのではなくて、投資した金額を上限に認めますという内容になっています。ですから投資をしなければ認められないのです。

具体的には、事業適応計画（仮称）に従って行った投資額に達するまでとなっています。詳細についてはこれから出てくると思います。

これに関連して興味深い話が2月24日の日経新聞に出ていました。それはJTBが1億円に減資したのです。これでJTBは中小企業扱いになり、税負担の軽減を図ると記事には書いてありました。

大企業であれば赤字になったとしても50%しか繰り越してできません。それで減資したのです。23億400万円の資本金を1億円まで下げる予定です。3月31日に効力が発生しますので、3月決算に向けてぎりぎりのタイミングで中小企業に変更したのです。

②所得拡大促進税制の見直し

これは、従業員の給料を増やせば、一定の金額を減税するという制度です。

条件的には、給料は去年と比べて今年はどうかということを見るのですが、これが実務的には非常に面倒な作業です。

改正前は、中小企業者等では継続雇用者給与等の支給額（国内雇用者のうち前年度から全ての月で給与等支給がある一定の者の支給額＝つまり、前決算も今回の決算もずっと働いている社員で、途中で入れ替わりがあればその方は除いて計算）となっていたのですが、改正後は「雇用者給与等支給額」ということになり、単純に給与金額で計算できるようになりました。

ですから、中小企業については、去年と今年の給与で1.5%以上増えているのであれば、支給額の増加額の15%の税額控除が認められます。

ただし法人税の20%が限度です。これは税額控除のいつものパターンです。ですから、そもそも法人税を払っていない企業にはこの恩恵はありません。

③中小企業等の法人税率の特例の延長

延長になりましたということです。中小企業の法人税は800万円までは19%のところを15%、800万円を超える部分については23.2%です。ですから800万円までなら15%という非常に低い税率のまま令和5年3月31日までに開始する事業年後であれば適用可能ということです。

よく会社を2つ作った方がいいといわれているのですが、その理由の1つがこれです。利益が800万円超えているのであれば、800万円までの利益の会社を2つ作った方が得なケースがありました。その2つとも15%の低い税率での課税で済みますから。

ここで少し興味深い話が、タイムリーに3月5日の新聞に出ていました。日本の税制改正の大綱の中ではコロナ後の増税の議論はされていませんが、イギリスでそれが出てきました。記事にはイギリスでは2023年から法人税の税率を今の19%から25%に半世紀ぶりに引き上げるという話です。

法人税の税率は、これまで国際的には引き下げの方向でずっと進んできていたのです。なぜなら国際競争力の観点から、どこに本店を置くといったことを含めて、法人税をできるだけ引き下げてきたのです。各国競って法人税をずっと引き下げてきた過去があります。それは日本も同様です。

そんな中、「もう財源はない。どこからお金を持ってくるのか」ということで、イギリスではいち早く法人税の引き上げという話が出てきたのです。今後は日本を含めて、各国で法人税の引き上げの話が出てくるかもしれません。

ただ日本では、過去の話でいけば、東北の大震災の後、復興増税が誕生しています。所得税の2.1%を払い続けなければなりません。日本では復興増税という形で広く浅く課税する形にしていますが、今後は消費税を増税するのか、その他の税目で増税するのか分かりませんが、イギリスでは法人税を引き上げるということです。

5. 消費税

①課税割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

それでは続きまして消費税です。

「課税割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し」です。消費税を払っている方で、原則課税でかつ土地を売却する予定の方がいらっしゃれば関係があるかなというところでは。

消費税は原則課税と簡易課税の2種類あります。原則課税は、預かった消費税と支払った消費税の差額を税務署に支払います。例えば修繕費で支払った消費税と家賃収入で預かった消費税の差額を税務署に払うわけですが、支払った消費税が全額控除されるのかというと、必ずしもそうならないのです。例えば建物の修繕費の半分は消費税がかからない居住用収入に対するものであれば、払った修繕費のうちの半分しか仕入税額控除は取れないのです。要は課税売上割合の話です。

ではここで土地を売った場合はどうなるのかですが、土地は非課税売上です。そうしますと本来土地を

売らなければ、修繕費で支払った消費税の50%が税額控除されることを、土地の売却により消費税の預からない収入が増え、非課税売上割合がものすごく増えるのです。そうすると修繕費で支払った消費税のうち仕入税額控除の割合が50%ではなくて、場合によっては数%になってしまう可能性もあるのです。

そういう場合、今はどういう取り扱いしているかという、さすがに土地を売るのはイレギュラーなケースだということで、税務署から承認を取れば、その年の課税割合の計算は、この年の課税売上割合を使わずに、前年またはその前の3年間の平均の低いほうを取ってもいいという特例があります。

ですから土地を売った時は、この承認申請書の提出が絶対必要になります。これを忘れてしまうと数%しか修繕費で支払った消費税のうち仕入税額控除を認めてもらえないということにもなりかねません。ここが今回少し変わりました。

改正前は、承認申請書提出後、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間という縛りになっていました。要は決算の日までに承認を受けて下さいということです。しかしながら承認がすぐに受けられるわけではありません。数か月かかるケースもあります。ですから1日も早く申請書の提出をしなければならぬということがあったのですが、ここが緩くなりました。

改正後は、「承認申請書提出後、承認の日の属する課税期間の末日の翌日以後1か月を経過する日までに税務署の承認を受けた場合には承認申請書を提出した日の属する課税期間」となり、少し期間的に緩くなりました。

②その他

その他では、金地金の仕入税額控除に係る法人確認書類の見直しがありました。簡単に言うと、海外から買えば仕入税額控除はできませんということです。

もう1つ、国際郵便に係る輸出免税に係る証明書類の保存要件の見直しがありました。それは日本の国内取引については当然消費税がかかるのですが、輸出取引については海外に売った物には消費税はかかりません。それを逆手にとって、本来は国内で取引をしているのにもかかわらず、海外に売ったこととして消費税を預かっていませんという悪質なことをするものがいたので、それに対する処置がとられました。

日本郵便株式会社の交付を受けた郵便物の引受書等を保存してくださいということで、締め付けが入りました。

6. 納税環境整備

①押印義務の見直し

まずは“脱はんこ”の話です。弊社も電子契約書を導入していますが、いよいよそんな時代が来たということです。

改正後は、国税関係書類に関して、実印の押印と印鑑証明書の提出を求める書類、遺産分割協議に関する書類を除き、押印を要しないことになりました。

ですから例えば、身近なところでは扶養控除申告書とか年末調整の書類への押印も要らなくなります。

なお、実務上の留意点としては、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前であっても運用上押印がなくても改めて求めないことになっています。ですから令和3年4月1日以降から適用

になりますが、それ以前でも税務関係書類に印は要らないということです。

②電子帳簿保存制度の見直し

次は電子帳簿保存制度の見直しです。この辺りに関してはまだ結構ハードルが高いようで、実際はなかなか進んでいない状態です。特に中小企業では手間暇がかかるということでなかなかできていないようです。ただ制度が緩くなったとか少し簡素化が図られて、これならやれるのではというような話にはなってきています。

とはいうものの、国税関係帳簿書類をスキャナー保存する作業は、実際どこまで簡単にできるかはまだ問題があるところです。ただ流れとしては電子帳簿にこれからは進んでいくことに間違いはありません。

③スマホアプリによる納付手段

スマホアプリを活用して、国税地方税の納付手続きができますということです。

(終り)

相続税と贈与税の一体課税（相続税と贈与税の関係）

検討のポイント

- 贈与者が税負担を意識して財産移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産移転を促すため、一方で意図的な税負担の回避を防止するため、相続税と贈与税の一体化に向けた検討が進められます。

問題点

- 贈与税は、相続税の補完税としての性格を持っており、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定され、生前贈与に対して抑制的に働いている面があります。
- 一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界があります。

解説

- 相続税と贈与税の税率構造（イメージ）

